

危機管理制度（第36条）

安全管理業務について

2001年（平成13年）の二つの事故

明石市民夏まつり事故

日時：7月21日 20時45分～50分頃

場所：朝霧歩道橋

内容：花火会場に向かう観客と帰路についた観客によって群衆雪崩が発生(11名の死者、247名の負傷者)

大蔵海岸砂浜陥没事故

日時：12月30日 12時50分頃

場所：大蔵海岸砂浜

内容：4歳の女児がいた砂浜が陥没、意識不明の重体救急搬送。女児は翌年5月26日に亡くなりました。

事故の教訓の継承と再発防止

市民安全の日（7月21日）を制定

毎年、職員研修を実施

施設の一斉点検（7月、12月）

全イベントの安全対策計画の検証

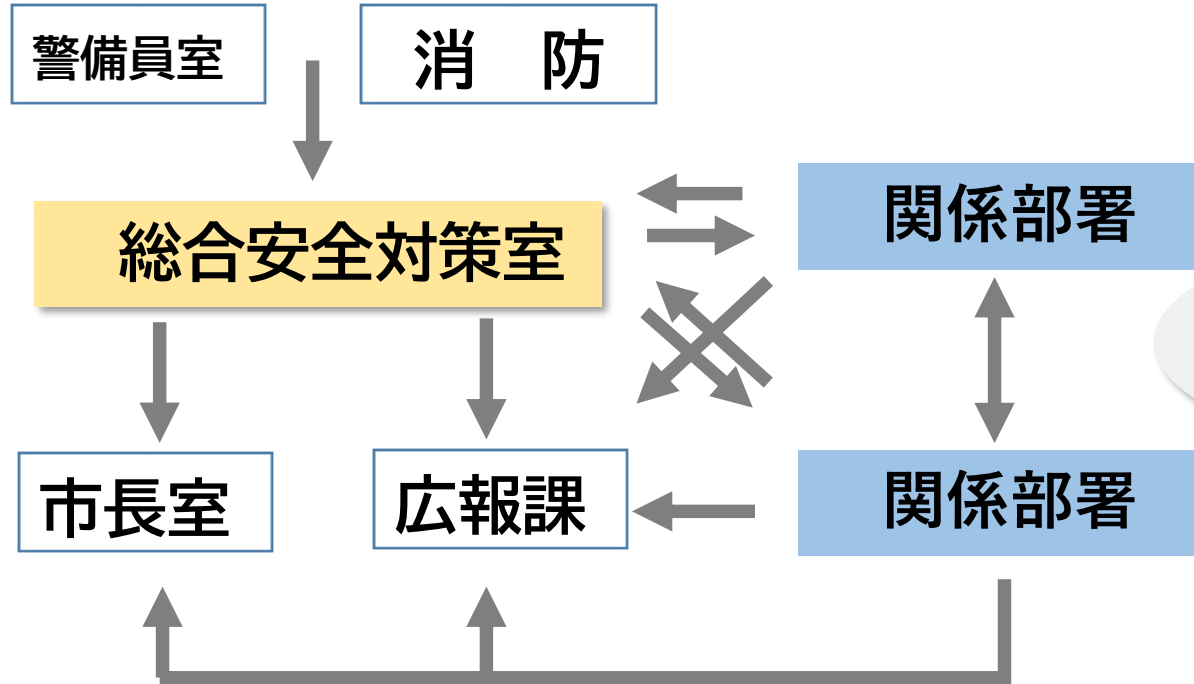
市民救命士講習の実施

AEDの設置・管理

緊急連絡体制の確立

事案発生

24時間365日
緊急連絡電話



担当部署が重複したり、
不確かなこともある

大きく構えて小
さく収める

(例えば)

- ・道路の陥没
- ・公園で子どもが怪我
- ・水道管が破裂

- ・船の事故（油漏れ）
- ・水路への転落
- ・イベント中に怪我

市民安全の日（7月21日）の制定

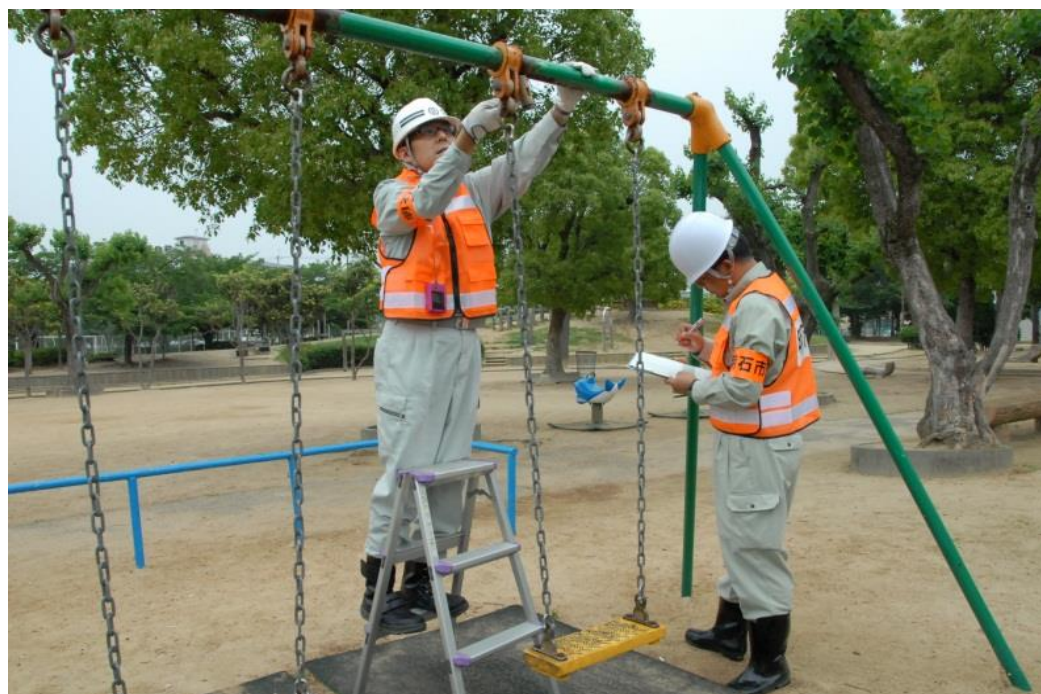
事故の教訓を風化させることなく、事故の再発防止と職員の安全意識の継承を目的に「市民安全の日（7月21日）」に合わせて、毎年、職員研修等を実施。

年	事故から	事故後の職員の割合	取り組み内容
2011年	10年		安全・安心啓発コーナー設置（防災センター） 安全・安心の誓い（大蔵海岸・全管理職参加）
2013年	12年	1/4	入庁5年目までの若手職員への研修の開始 パネル展の開始
2016年	15年		大蔵海岸でご遺族から講話 副市長による訓示
2021年	20年	5割	新規採用職員への研修 全職員へPCで動画研修を実施
2024年	23年		日航機墜落事故遺族 美谷島さんによる管理・監督職及び市民参加の研修（アスパア子午線ホール）
2025年	24年	6割	新人研修 大蔵海岸での研修 パネル展（あかし市民広場）

市民安全の日（7月21日）の制定



施設の一斉点検（毎年7月と12月に実施）



点検施設総数	2,685施設
異常ありの報告	46施設
応急措置	23施設
最終措置済	23施設



（2025年7月点検の結果）

全イベントの安全対策計画の検証

① 市が主催するイベントは担当課が全て安全対策計画を策定

② 3週間前までに安全対策計画を総合安全対策室に提出し、事前協議

③ 総合安全対策室から改善すべき事項を指示・指摘

④ 担当課が安全対策計画を改正

⑤ イベントの実施

⑥ イベントの実施後、総合安全対策室に報告書を提出

⑦ 総合安全対策室で事後検証を行い、来年に向けた改善点などを意見

年	検証数
2022	43
2023	63
2024	79

市民救命士講習の実施

市民等がケガや急病により応急処置を必要とする事態が発生した場合に備え、適切に対応できる職員を市民救命士として養成することを目的に、2004年から例年実施

年	受講者
2022	287人
2023	279人
2024	217人

2年～3年で繰り返し受講することで、知識と技術を維持する



AEDの設置・管理

市施設に168台を設置

設置場所：市役所、市民センター、図書館、
小中学校、中央体育館など

いつでも使える状態にしておくことが大切



日常管理が大事

日本光電 3150に統一

- ・ カラーディスプレイが内蔵され、イラストと音声案内で誰でも操作方法がわかる
- ・ 遠隔操作でバッテリーやパッドを管理
- ・ 保証期間8年



国民保護計画について

国民保護のための措置

国民保護法とは

名称は「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」

武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための、国・地方公共団体等の責務、避難・救援・武力攻撃災害への対処等の措置を規定

市町村の実施する国民の保護のための措置（国民保護法第16条）

- 1 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の**住民の避難**に関する処置
- 2 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の**避難住民等の救援**に関する処置
- 3 避難の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の**武力攻撃災害への対処**に関する措置
- 4 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置
- 5 武力攻撃災害の復旧に関する措置

国民保護計画が対象とする事態

概要

事案の影響を政府が判断、事態認定され、緊急対処事態から武力攻撃事態までの間に国民保護のための措置が取られる。

武力攻撃事態

着上陸侵攻

ゲリラや特殊部隊による攻撃

弾道ミサイル攻撃

航空攻撃

武力攻撃事態を認定
≡
防衛出動の下令
(武力の行使)

緊急対処事態

攻撃対象施設等
による分類

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃

多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃

攻撃手段による
分類

多数の人を殺傷する特性を有する物資等による攻撃

破壊を手段として交通機関を用いた攻撃

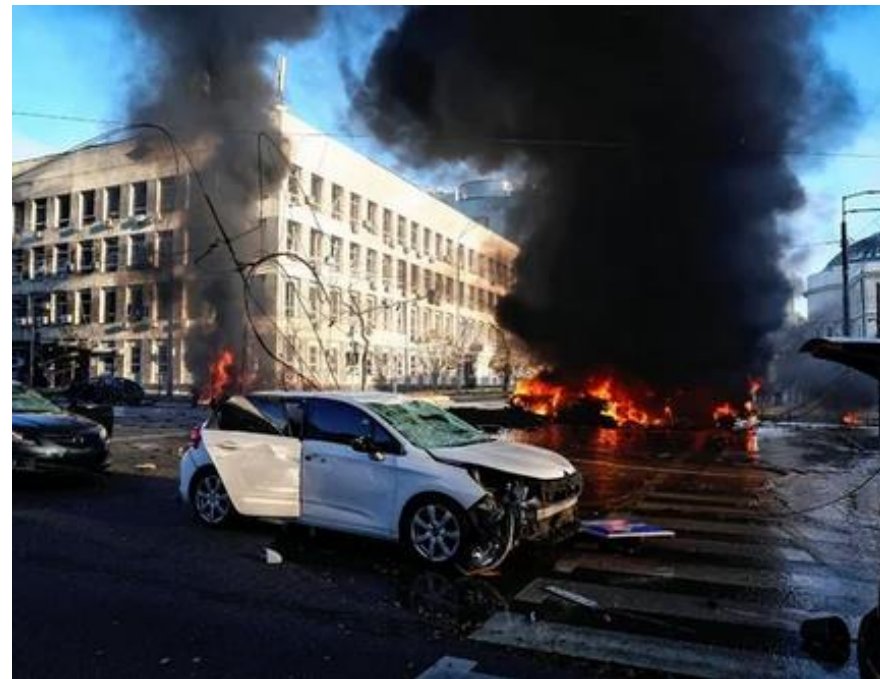
⇒ 明石市において蓋然性の高と思われる事態は、網掛けをした事態

蓋然性の高い事態

弾道ミサイル攻撃

発生初期の段階では武力攻撃事態であるとの判断が困難な事態であり、発射された段階での攻撃目標の特定が困難で、短時間での着弾が予想される。

着弾前に弾頭（通常爆弾かNBC弾頭か）の種類が特定できず、弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が大きく異なる。



蓋然性の高い事態

多数の人が集合する施設等に対する攻撃

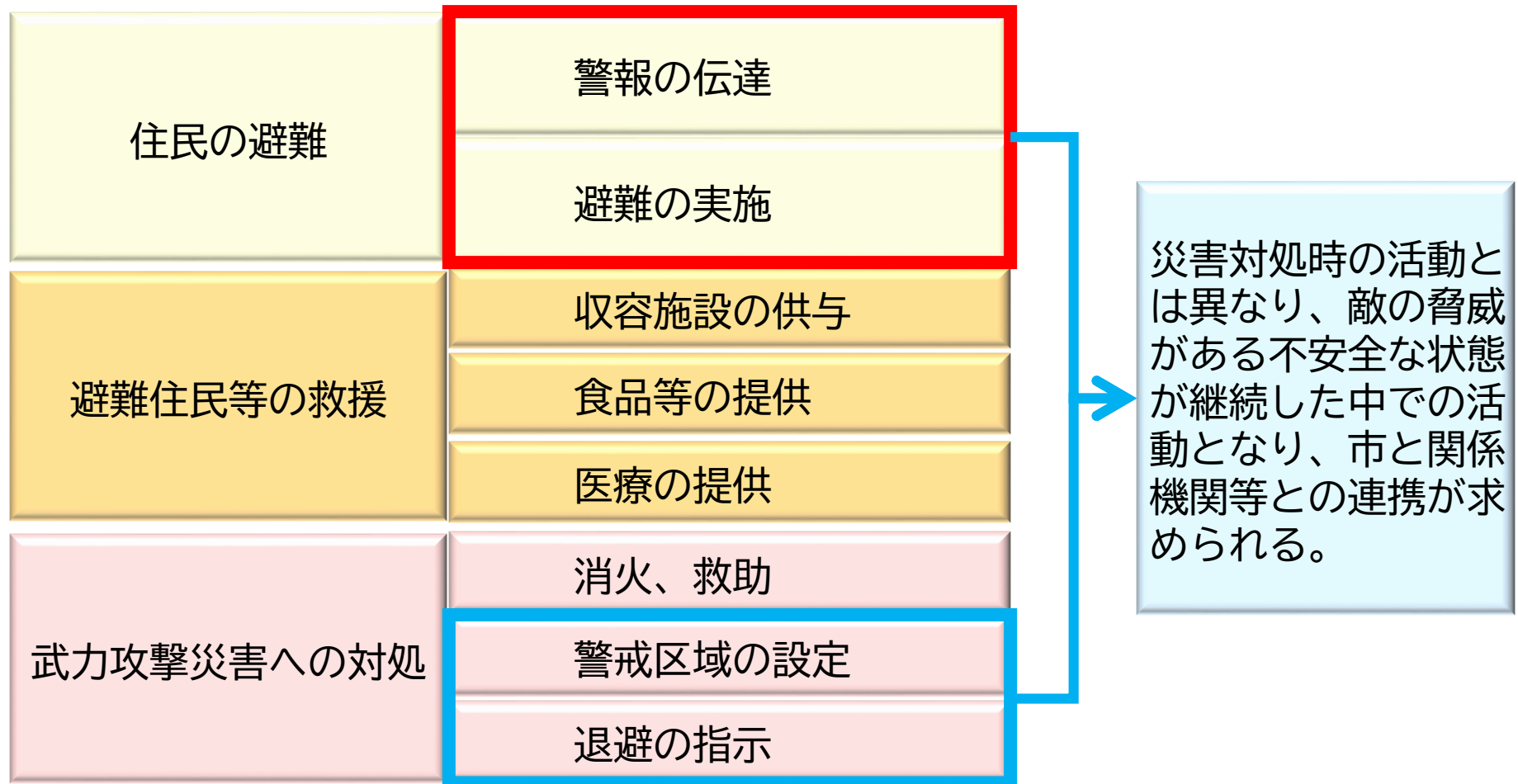
武力攻撃の手段に準ずる手段を用いた攻撃により甚大な被害が生じる事態であり、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合は被害が甚大となる。

下写真は2024年7月に兵庫県警と市が実施した爆弾テロ対応訓練の状況



国民保護のための措置

国民保護の3つの柱

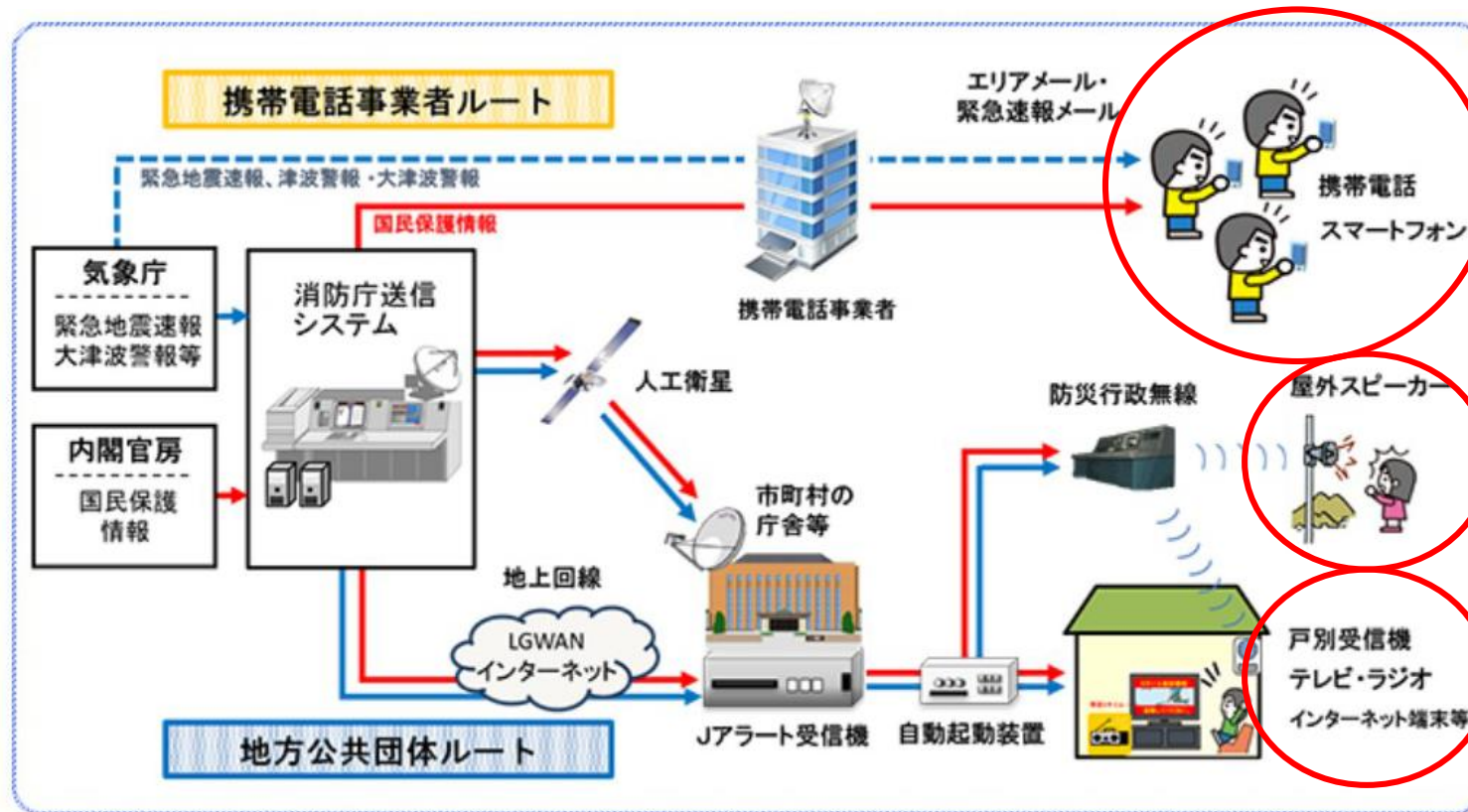


国民保護のための措置

住民の避難（警報の発令）

伝達方法

- ◆ 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）と連携した防災行政無線等
- ◆ 緊急速報メール、防災ネットあかし、明石市公式L I N E等の媒体含む、あらゆる手段



いざというときに
にしっかり起動
するように毎年
年4回全国瞬時
警報システム
(J-A L E R
T) の鳴動訓練
を実施している

国民保護計画の改定

国民保護は、市単独での行動は困難で、国・県と連動した対応が不可欠であり、国民保護計画についても、基本指針や国計画、県計画と合わせた改定が必要。

国民の保護に関する基本指針の一部改正（２０１７年１２月）

- ① 「避難に当たって配慮すべき事項」の箇所に、
平素からＪアラートによる情報の伝達と弾道ミサイル落下時の行動の周知に努めることを明記する。
- ② 「避難施設の指定」の箇所に、
都市部に限らず地下施設等を避難施設に指定するよう配慮 すること及び避難施設の収容人数を把握し、地域的な偏りなく、より多くの避難施設を指定するよう配慮することを明記する。
- ③ 「訓練」の箇所に、
地下への避難訓練や様々な情報伝達手段を用いた訓練等、弾道ミサイルを想定した避難訓練の内容を例示として追加する。

兵庫県国民保護計画の改定（２０１８年１２月）

明石市国民保護計画の改定（２０２１年９月）

新型インフルエンザ等対策行動計画について

明石市新型インフルエンザ等対策行動計画

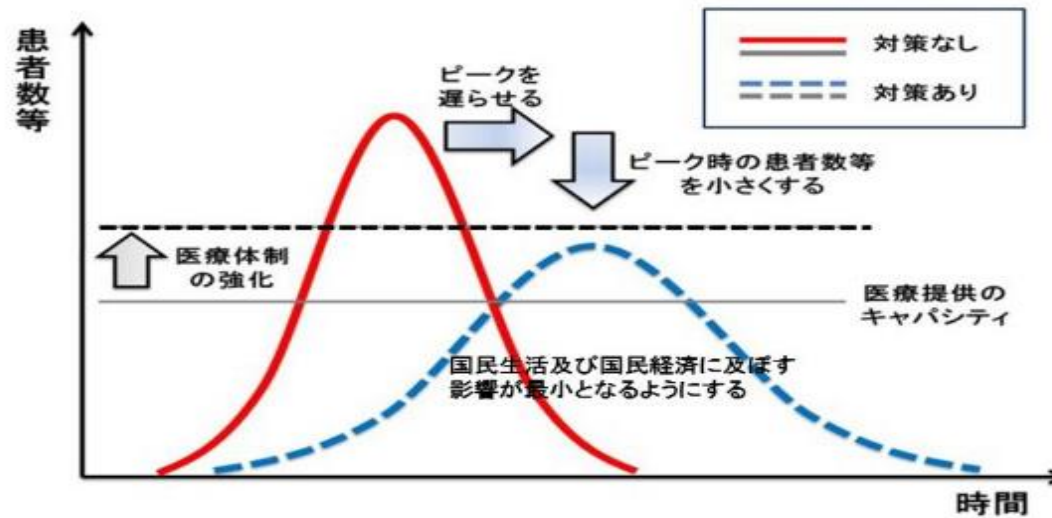
1 計画の位置づけ

新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定に基づく市町村行動計画

2 対策の目的

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
- ② 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小限となるように取り組む

＜対策の概念図＞



新型インフルエンザ等対策行動計画

3 これまでの改定

年	取り組み内容
2005年12月	国新型インフルエンザ対策行動計画の制定
2006年 1月	県新型インフルエンザ対策行動計画の制定
2007年12月	明石市新型インフルエンザ対策行動計画の制定
2009年 4月	新型インフルエンザ（A/H1N1）（弱毒性）発生
2009年12月	明石市新型インフルエンザ対策行動計画を改定
2012年 5月	新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定
2015年 3月	明石市新型インフルエンザ等対策行動計画を改定
2018年 4月	明石市が中核市に移行し、保健所設置市となる
2018年 5月	明石市新型インフルエンザ等対策行動計画を改定
2020年 1月	新型コロナウイルス感染症の発生

新型インフルエンザ等対策行動計画

年	取り組み内容
2023年 4月	新型インフルエンザ等対策特別措置法の改定
2024年 6月	新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定
2025年 3月	兵庫県新型インフルエンザ対策行動計画の改定

4 今後の動き

年	取り組み内容
2025年 8月	市行動計画の改定作業に着手
2025年12月	学識経験者の意見聴取
2026年 3月	市行動計画の改定
2026年 3月	市行動計画改定について知事への報告
2026年 6月	市行動計画改定について市議会への報告・公表

明石市における新型コロナウイルス感染症への取組

新型コロナウイルス感染症 への取組について

明石市 福祉局 あかし保健所

2023年(令和5年)5月

目次

- ◆はじめに◆
- ◆用語の定義◆

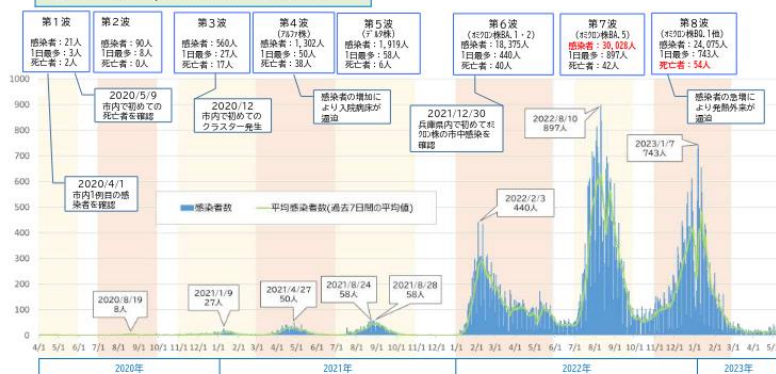
1 明石市における感染動向	5
(1) 市内の感染動向	6
(2) 主な市の対応・国の動向等	7
(3) 検査件数・陽性率の推移	9
(4) 年齢層別感染者	10
(5) 感染経路	11
(6) 重症度	12
(7) 感染者の療養状況	13
(8) ワクチンの接種状況	14
(9) クラスターの発生状況	15
(10) 死亡者数の推移	16
2 保健所における対応	17
(1) 保健所の体制強化	18
(2) 相談体制	20
(3) 検査・診療体制	21
(4) 疫学調査・療養支援体制	22
(5) 感染の拡大防止対策	25
(6) 「全数把握の見直し」と本市の対応	27
(7) 5類への移行後の対応について	28
3 今後の対応	29

2

1 明石市における感染動向

(1) 市内の感染動向

感染者総数:80,671人(2023年5月8日時点)



2020年4月1日に初めて感染者が確認されてから、波を追うごとに増加してきた。第6波以降は、オミクロン株の影響により急増したが、第8波において初めて前の波を下回る規模となった。

6

明石市ホームページに掲載

明石市 新型コロナ

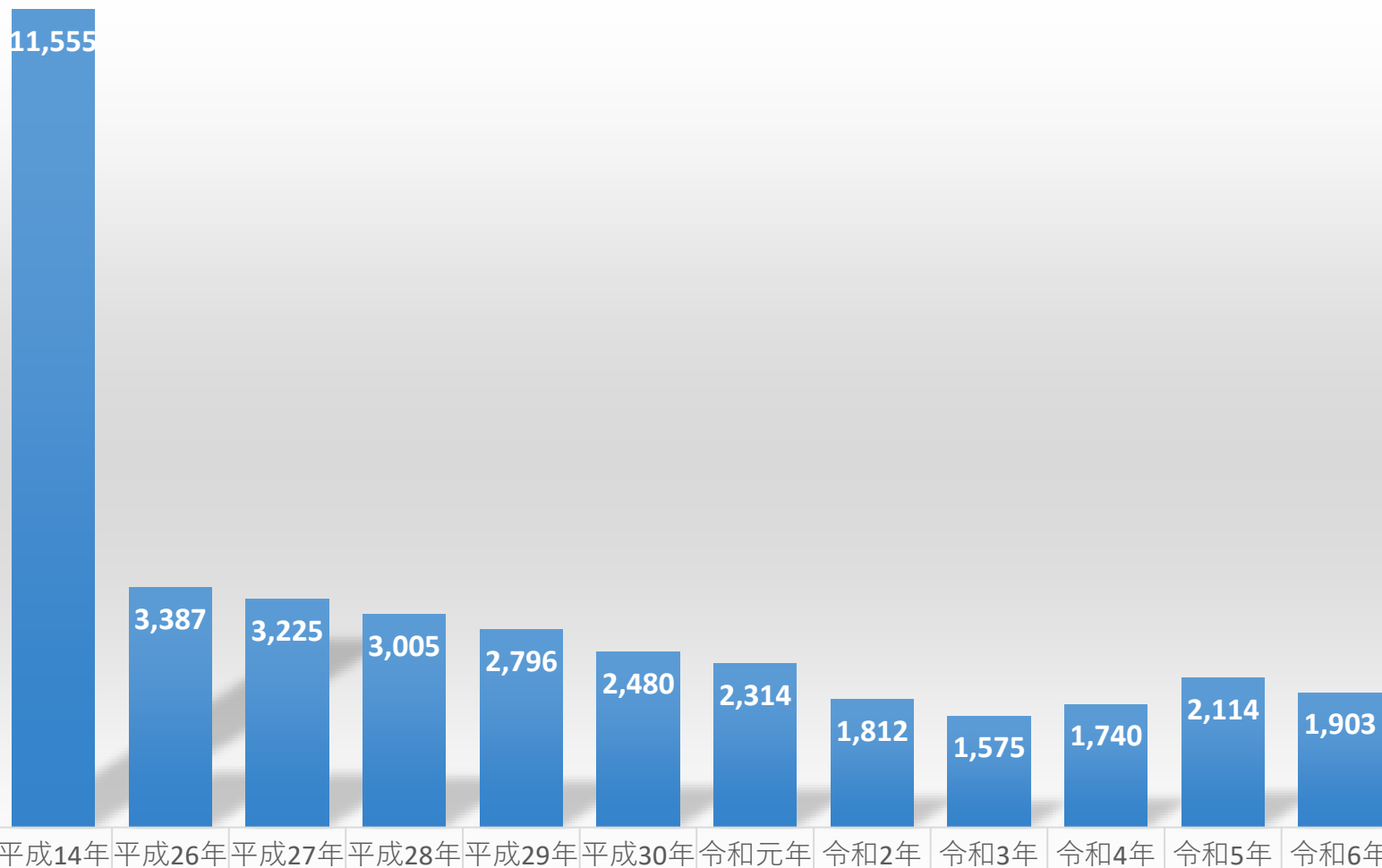


防犯施策について

明石市内の犯罪発生状況

市内の刑法犯認知件数の推移

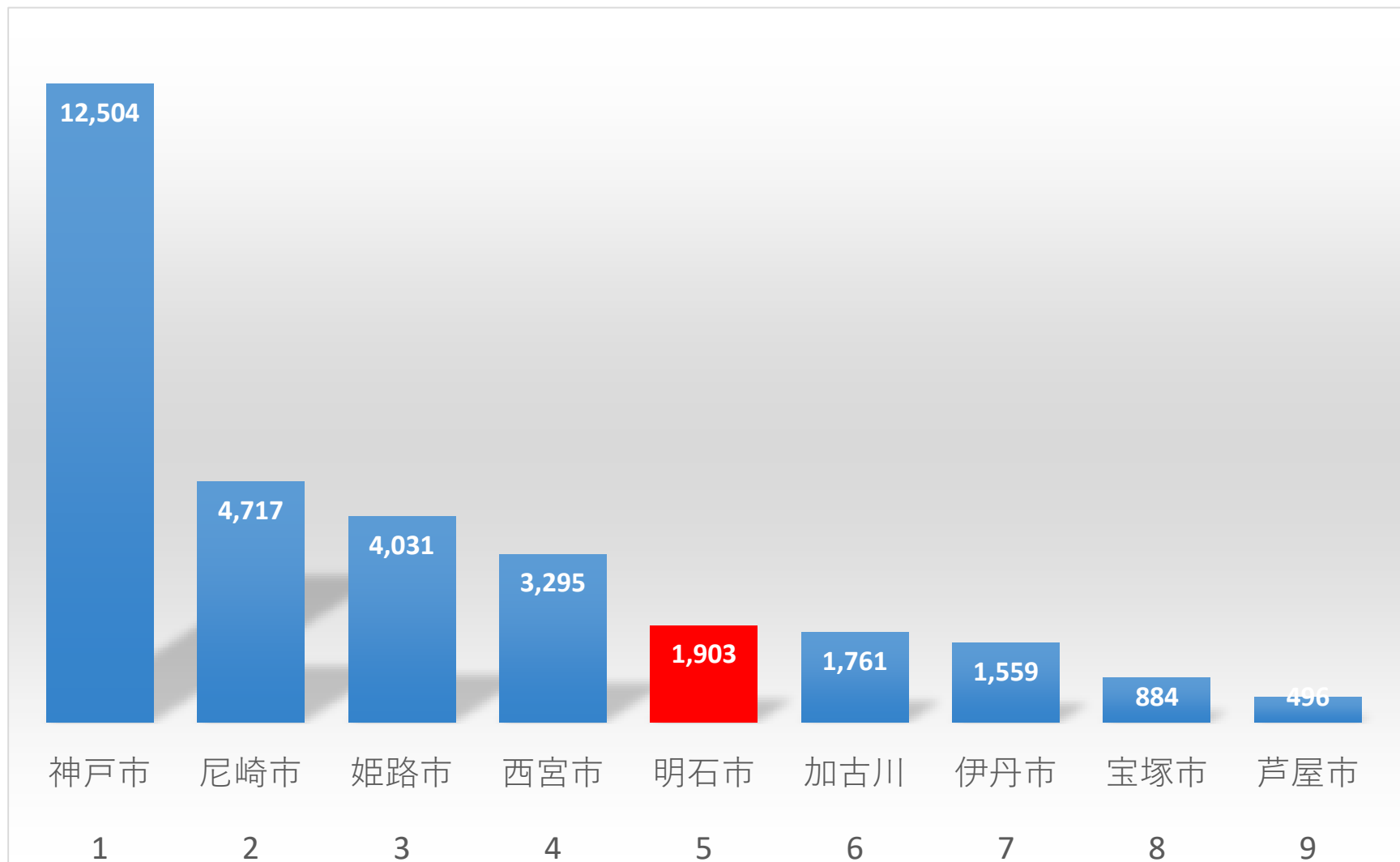
刑法犯認知件数



■ 明石市

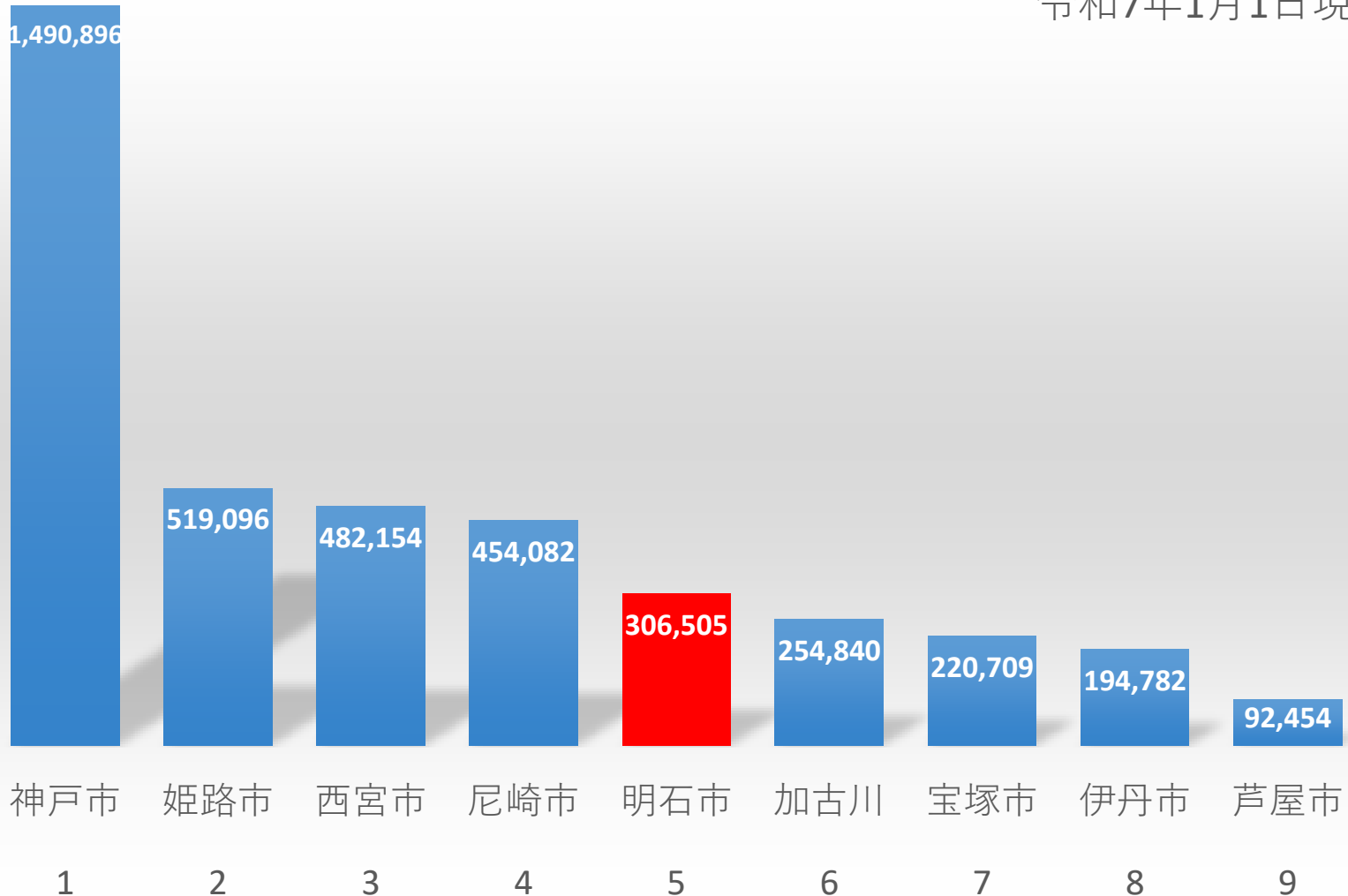
11,555	3,387	3,225	3,005	2,796	2,480	2,314	1,812	1,575	1,740	2,114	1,903
--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

県内市町との令和6年中刑法犯総数比較



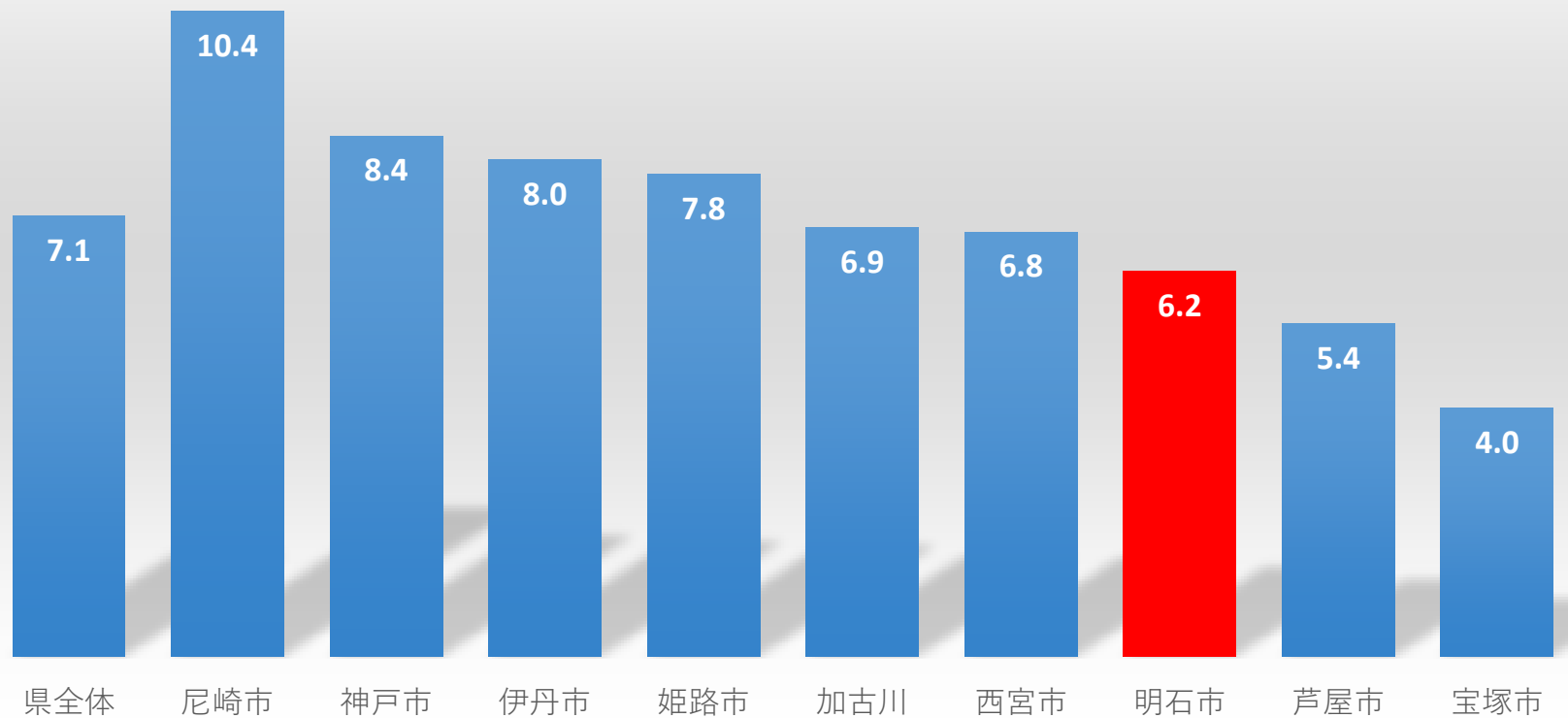
県内市町の人口比較

令和7年1月1日現在



県内市町との刑法犯人口割比較

令和6年 件数/1000人



市内の特殊詐欺の被害状況

年	件数	被害額
令和4年	62件	約6,000万円
令和5年	74件	約2億3,400万円
令和6年	67件	約2億4,100万円

令和6年の特殊詐欺の手口別内訳

手口	件数	被害額
オレオレ詐欺	13件	約1億3,901万円
架空料金請求詐欺	24件	約5,808万円
還付金詐欺	16件	約3,297万円
預貯金詐欺	3件	約1,040万円
キャッシュカード詐欺盗	9件	約795万円
融資保証金詐欺	2件	約145万円

市内の令和6年中のSNS型詐欺の被害状況

手口	件数	被害額
SNS型投資詐欺	24件	約1億3,256万円
SNS型ロマンス詐欺	10件	約8,147万円

令和6年度 自動録音電話機等購入補助事業

詐欺被害防止のため録音させていただきます。

①着信前自動警告機能

②自動録音機能



2つの機能で詐欺を撃退

令和6年度 自動録音電話機等購入補助事業

固定電話機に 1万円
外付け機器に 5千円 を補助

県内 **2** 番目の実績

2,059件の申請



市直営の防犯カメラの設置

市では、駅前広場や大規模公園、地下道等の、公共性の高い場所で防犯効果が見込まれる場所に防犯カメラを設置。

場 所	台 数
駅前広場	22台
公 園	27台
地下道	11台
駐輪場	13台
道 路	10台
合 計	83台

(令和7年4月1日現在)

【特 徴】

- ・ ネットワーク型
- ・ 500万画素
- ・ セキュリティー対策
- ・ 防塵防水機能、耐衝撃性
- ・ 保守保証（8年間）
- ・ 防犯カメラ作動中の表示



市直営の防犯カメラの設置計画

年度	台 数
6 年度	8 3 台
	(+ 1 7 台)
7 年度	1 0 0 台
	(+ 2 0 台)
8 年度	1 2 0 台

自治会設置の防犯カメラへの補助

兵庫県が平成22年度から令和4年度まで、自治会等が防犯カメラを設置する場合に補助金を交付。令和5年度から県の直接補助が市への間接補助になったことから、令和6年度より、自治会設置の防犯カメラに市補助制度を新設。

市設置の防犯カメラと自治会設置の防犯カメラの関係

	市設置	自治会等設置
目的	防犯 + 施設管理+ 捜査協力	防犯 + 地域課題解決+ 捜査協力
場所	公共性の高い場所に限定 (駅前広場、大規模公園、駐輪場等)	地域の合意により、地域に密着した場所に設置 (通り抜け道路、ゴミステーション、小規模公園など)
台数等	現在83台 →令和8年度に120台	現在約160台が稼働

自治会が防犯カメラを設置する場合の課題

管理について

- ・ 個人情報として、厳格な管理が必要
- ・ 自治会長が交代しても、適切に引継ぎを行っていく必要有
- ・ いざというときに、録画できていないでは×⇒日常管理
- ・ 耐用年数8年から10年の後の取り扱い

費用について

- ・ カメラやポールの設置費用
- ・ 電気代や電柱の占用料などのランニング費用

仕様について

- ・ 有効活用するには、一定以上のスペックが必要
- ・ いざというときに警察に容易に提供できる仕様が必要

課題解決のために

◎補助要件の整備

必要となるスペックを補助要件として設定。また、管理規約のひな型を示すなど、適切な管理を促している。

◎事前説明会の開催

事前説明会を開催し、防犯カメラを設置する場合の注意点や、必要な仕様について事前に丁寧に説明をしている。

◎設置した自治会に毎年、調査を実施

防犯カメラを設置した自治会には、毎年、管理者に変更がないか、設置した防犯カメラが実際に稼働しているか等の調査を実施するとともに、市も現地で稼働状況等を調査する。

補助額について

概算費用

カメラ本体＋設置	13万円～32万円（平均18万円程度）
ポール設置	3万円～12万円（平均6万円程度）

（市内の自治会の設置実績より）

補助対象経費の2/3を補助

上限：①ポールの新設なし⇒ **120,000円**

（例）総費用12万⇒	補助8万	自治会負担4万
総費用18万⇒	補助12万	自治会負担6万

上限：②ポールの新設あり⇒ **180,000円**

（例）総費用18万⇒	補助12万	自治会負担6万
総費用27万⇒	補助18万	自治会負担9万

明石市地域防犯施策会議

総合安全対策室が事務局となり、明石警察署、明石防犯協会、教育委員会、地域防犯アドバイザーで構成する明石市地域防犯施策会議を毎月1回開催し、市内における最新の犯罪情報を共有し、効果的な対策を協議し、広報あかしや防災行政無線、ホームページ等の各種広報媒体による市民への啓発や防犯活動に活かしている。



さまざまな手段での広報

広報あかし（特集）

広報あかし（防犯情報・毎月1日号）

防災行政無線

市作成のポスター

自治会回覧

青色防犯パトロール車

市ホームページ

明石市公式LINE

防災ネットあかし

デジタルサイネージ

Facebook

X

青色防犯パトロール車



警察と連携した防犯キャンペーン



明石市、明石警察署、市内金融機関連絡会議

令和7年7月1日に、全国初の取り組みとして、特殊詐欺等の被害を防止するため、明石市、明石警察署と市内のすべての金融機関が参加する連絡会議を設立。市内の特殊詐欺の事例や各機関の取り組みなどを情報共有するとともに、市民への啓発、広報活動、合同キャンペーンなどを連携して実施していく予定。



防犯出前講座

あかし出前講座

犯罪事例と対策

～めざそう！犯罪ゼロのまち～

明石市総合安全対策室

1

市内の主な刑法犯の発生状況

年	ひったくり	車上ねらい	部品ねらい	乗り物盗 (自転車盗)	空き巣	忍び込み
令和4年	0	59	25	363 (337)	18	5
令和5年	1	76	47	564 (516)	12	3
令和6年	0	37	30	471 (423)	11	9

9

犯罪被害に遭わないためには・・・

- 1 犯罪を知る（手口を知る）
- 2 対策を考える
- 3 いつも意識する



7

特殊詐欺の主な手口とキーワード

手口種別	キーワード
オレオレ詐欺	「電話番号が変わった」 「カゼをひいて声が変わる」 「自分では受け取りに行けないので、代わりの人がお金を預かりに行く」
預貯金詐欺 キャッシュカード盗用詐欺	「あなたの口座が犯罪につかわれている」 「不正利用されている」 「キャッシュカードを交換する必要がある」
還付金等詐欺	「医療費・税金・年金の還付がある」 「ATMで手続きして」
架空料金請求詐欺	「未払いの料金がある」 「連絡がない場合は法的措置をとる」 「電子マネーを購入して番号教えて」

▶ 「今日中に」などと言ってあせらせることが多い

▶ 息子や孫（親族）、市役所職員、警察官、社会福祉事務所、金融機関、弁護士事務所、百貨店などを装うことが多い

39